

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起算の翌日が休日である場合)

目次

◇告

示 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防利水課)

災害危険区域の指定 (建築課)

告示

鳥取県告示四百五十七号

急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西尾邑 次

1 名称

浜坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和四十九年四月十二日鳥取県告示第三百五十三号で指定した区域を除く)。

3 土地

鳥取市浜坂二丁目三四九一

一号

鳥取市浜坂字上ノ山ノ一一二二八地先道路敷

二号

鳥取市浜坂字上ノ山ノ一一二三〇

三号

鳥取市浜坂字上ノ山ノ一一二二六

四号

鳥取市浜坂二丁目一二二四一

五号

鳥取市浜坂二丁目四五二地先道路敷

六号

鳥取市浜坂二丁目四五一地先道路敷

七号

鳥取市浜坂二丁目四四九地先道路敷

八号

鳥取市内海中第二地区急傾斜地崩壊危険区域

4 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

5 土地

鳥取市内海中字南田四三四一

一号

鳥取市内海中字南田八三四

二号及び三号

鳥取市内海中字家ノ奥四八八八

四号

鳥取市内海中字家ノ奥四八五一地先道路敷

五号

鳥取市内海中字村四五三

六号

鳥取市内海中字村四四七

鳥取市内海中字村四三九

七号
八号八頭郡郡家町大字麻生字中々五七四
八頭郡郡家町大字麻生字貝尻七八六

八頭郡郡家町大字麻生字貝尻七九二

八頭郡郡家町大字麻生字前田八〇二

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四九一

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四八

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四九一

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四九一

六号及び七号
八号
九号
十号
十二号

赤尾谷地区急傾斜地崩壊危険区域

三 1 名称

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域（青谷町大字青谷字赤尾坂五一一九一一及び五一一九一三の土地を除く。）

土 地 標 柱

気高郡青谷町大字青谷字坂ノ前四九一一

一号

気高郡青谷町大字青谷字坂ノ前四九一―三

二号

気高郡青谷町大字青谷字柳ノ墓四九〇一一六

三号

気高郡青谷町大字青谷字赤尾坂五一三九五

四号

気高郡青谷町大字青谷字赤尾坂五一二三三

五号

気高郡青谷町大字青谷字赤尾坂五一二六

六号

七号及び八号

四 1 名称

麻生地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

六 1 名称

上市場地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

五号

土 地

標 柱

八頭郡郡家町大字麻生字下モ田八一八
八頭郡郡家町大字麻生字日和五九五
八頭郡郡家町大字麻生字日和五八八
八頭郡郡家町大字麻生字日和五八一
八頭郡郡家町大字麻生字日和五七九

土 地

標 柱

四 1 名称

麻生地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡郡家町大字麻生字下モ田八一八

一 号

八頭郡郡家町大字麻生字日和五九五

二 号

八頭郡郡家町大字麻生字日和五八八

三 号

八頭郡郡家町大字麻生字日和五八一

四 号

八頭郡郡家町大字麻生字日和五七九

五 号

八頭郡郡家町大字麻生字中々五七四

六 号及び七 号

八頭郡郡家町大字麻生字貝尻七八六

八 号

八頭郡郡家町大字麻生字貝尻七九二

九 号

八頭郡郡家町大字麻生字前田八〇二

十 号

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四九一

十一 号

八頭郡郡家町大字麻生字前田二四八

十二 号

五 1 名称

下土居地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

一 号

八頭郡若桜町大字吉川字三百田一三九

二 号

八頭郡若桜町大字吉川字三百田一四五一

三 号

八頭郡若桜町大字吉川字三百田一七三一二

四 号

六 1 名称

上市場地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺九五七一

一 号

八頭郡智頭町大字智頭字壽ヶ谷二三七〇一

二 号

八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺九五七一

三 号

八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺九五五

四 号、五 号及び六 号

八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前一〇〇〇一

七 号

八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前九九八

八 号

八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前九九四一三

九 号

八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前九六五一一

十 号

八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前九六七一

十一 号

七 1 名称

米井地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

一 号

八頭郡智頭町大字南方字米井家廻三九二一

二 号

八頭郡若桜町大字吉川字三百田一七三一三

五 号

八頭郡若桜町大字吉川字岡田一〇一

六 号

八頭郡若桜町大字吉川字下土居一四三〇一

七 号

八頭郡若桜町大字吉川字下土居六二一八

八 号

八頭郡若桜町大字吉川字下土居三

九 号

八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四〇一地先道路敷
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四一四
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四二九
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四三一
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四三四
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四一〇
八頭郡智頭町大字南方字米井家廻四〇五
八頭郡智頭町大字南方字石休三八三一一
八頭郡智頭町大字南方字石休三八三一二
八頭郡智頭町大字南方字スケ谷七四九
八頭郡智頭町大字南方字スケ谷七六五
八頭郡智頭町大字南方字スケ谷七六八一
八頭郡智頭町大字南方字スケ谷七七〇
八頭郡智頭町大字南方字東九〇五
八頭郡智頭町大字南方字見尾谷中辻一一八
八頭郡智頭町大字南方字見尾谷中辻一〇九
八頭郡智頭町大字南方字見尾谷中辻一九三
八頭郡智頭町大字南方字殿ノ土居二二八地先道路敷
八頭郡智頭町大字南方字殿ノ土居二二九
八頭郡智頭町大字南方字殿ノ土居二二三一地先道路敷
八頭郡智頭町大字南方字殿ノ土居二二八地先道路敷
八頭郡智頭町大字南方字殿ノ土居二二九

三号及び四号
二号
五号
六号
七号
八号
九号
十号
より囲まれた区域
八号までを順次に直線で結
標 柱
一號
二號
三號
四號及び五號
六號
七號
八號
九號
十號
十一號
十二號
十三號
十四號

九 1 名 称	八 頭 郡 智 頭 町 大 字 惣 地 字 岸 ヶ 鼻 三 八 七	十五 号
2 区 域	八 頭 郡 智 頭 町 大 字 惣 地 字 岸 ヶ 鼻 四 〇 三	十六 号
服 部 第 二 地 区 災 害 危 險 区 域	八 頭 郡 智 頭 町 大 字 惣 地 字 岸 ヶ 鼻 四 一 〇	十七 号
土 地	倉 吉 市 服 部 字 千 甫 平 七 八 九	十八 号
標 柱	倉 吉 市 服 部 字 千 甫 平 八 〇 〇	
一 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 九	
二 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 八	
三 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 六 一 二	
四 号 及 び 五 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 四	
六 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 一	
七 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 一	
八 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 四	
九 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 三 一 五	
十 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 三 一 一	
十一 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 三 一 一	
十二 号、 十三 号及 び 十四 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 四	
十六 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 四	
十七 号	倉 吉 市 服 部 字 市 坂 平 ラ 八 三 五 一 三 四	
十八 号	倉 吉 市 服 部 字 千 甫 平 八 〇 一	
松 崎 地 区 災 害 危 險 区 域	松 崎 地 区 災 害 危 險 区 域	

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土

地

標

柱

東伯郡東郷町大字松崎字山城六七六一一

一号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六五一一一

二号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六四〇

三号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六三九

四号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六三八一

五号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六七六

六号及び七号

東伯郡東郷町大字松崎字山城六七六

三号

光好地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土

地

標

柱

東伯郡東伯町大字光好字西屋敷六〇五一

一号

東伯郡東伯町大字光好字西屋敷六〇八一

二号

東伯郡東伯町大字光好字家ノ上工七八七

三号

東伯郡東伯町大字光好字平林七八一一

四号

東伯郡東伯町大字光好字谷々口六三九一二

五号

東伯郡東伯町大字光好字小屋ケナル両平七七八

六号

東伯郡東伯町大字光好字小屋ケナル両平七七四

七号

東伯郡東伯町大字光好字谷々口六三九一二

八号

東伯郡東伯町大字光好字西屋敷六三四地先道路敷

九号

東伯郡東伯町大字光好字西屋敷六二三〇

十号

東伯郡東伯町大字光好字西屋敷六二三

十一号

十二一 名称

祇園地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域 (昭和六十一年八月二十二日鳥取県告示第七百二十三号で指定した区域を除く。)

土

地

標

柱

米子市祇園町一丁目二三一一

一号

米子市祇園町二丁目一一一一

二号

米子市祇園町二丁目一〇〇一三

三号

米子市祇園町一丁目二四一一七

四号

米子市祇園町一丁目二四一一七

五号